令和６年度水道水質検査計画書

令和６年３月

海部南部水道企業団

当水道事業では、水道法 20 条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。平成 16 年度から、水道法水質基準が改正され、これを契機に水道法施行規則が改正され、水道事業が実施しようとする水質検査の計画書を作成し、あらかじめ需要者に情報提供（公表）することが定められました。

当水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

<table>
<tr><td rowspan="5">水質管理面から見た
水道の概要</td><td>浄水場(配水場)系統水</td><td>３系統</td></tr>
<tr><td>使用水源</td><td>愛知県用水供給事業からの浄水</td></tr>
<tr><td>主な浄水処理</td><td>受水浄水を消毒して給水</td></tr>
<tr><td>自己検査の状況</td><td>毎日検査（濁り、色、消毒の残留効果）について実施。</td></tr>
<tr><td>水質管理担当職員数</td><td>水質管理専門職員はいなく、施設管理職員が水質管理を含めて担当（職員数２名）</td></tr>
<tr><td>水質管理上の留意事項</td><td colspan="2">● 浄水を受水していますが消毒効果の消滅を防ぐため、再度消毒剤の注入処理で補い給水しています。なお、愛知県企業庁からの水質検査結果の報告や、水質管理に関する情報の提供等を受けた場合には速やかに確認し適切な対応をいたします。</td></tr>
<tr><td>水質検査基本方針</td><td colspan="2">● 安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、１年に１回は検査します。

【水道法施行規則の規定】
<table>
<tr><th>回数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td>1 箇月に1 回以上</td><td colspan="3">9 項目</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3 箇月に1 回以上</td><td colspan="2">低減不可</td><td>12 項目</td></tr>
<tr><td>基準値の 2/10 以下</td><td>1年に1回に低減可</td><td rowspan="3">28 項目</td></tr>
<tr><td>基準値の 1/10 以下</td><td>3 年に1 回に低減可</td></tr>
<tr><td>基準値の 5/10 以下</td><td>水源状況等により省略可</td></tr>
<tr><td>1 箇月に1 回以上</td><td colspan="2">臭いの原因藻類の発生時期のみ月 1 回以上。省略可</td><td>2 項目</td></tr>
</table>
● 受水浄水については、受水地点で供給側が検査しその報告を受けます。</td></tr>
<tr><td>毎日検査の実施</td><td colspan="2">● 色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を浄水場系統毎に、毎日、1 回行います。
● 検査は、当企業団職員及び配水場運転管理業務委託の受託者が行います。</td></tr>
<tr><td>臨時の水質検査</td><td colspan="2">● 水道より供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施します。
・実施項目　ア.毎月検査項目（9 項目）〈必ず実施〉
イ.その他必要とする項目</td></tr>
<tr><td>水質基準項目検査</td><td colspan="2">● 水質基準に係る検査は、厚生労働大臣の登録検査機関に委託して行います。
● 採水は、企業団職員が立会い、検査機関職員が採水・搬送し、検査を行います。</td></tr>
<tr><td>検査結果の公表</td><td colspan="2">● 水質検査成績書及び毎日検査の記録は、企業団事務所で整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしています。
● 年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合はその旨、水質基準に適合していなかった場合は、その結果及び講じた措置等を企業団広報紙やホームページに掲載することにより、広く需要者に水質検査結果に係る情報を提供します。又、寄せられた御意見等を検討し検査計画に反映します。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>